

令和7年神審第12号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、令和7年4月15日その管轄を広島地方海難審判所から当海難審判所に移転する指定があったので、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和6年7月25日17時53分

岡山県牛窓港南方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 18トン

登録長 12.85メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 882キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央に操舵室及び船室、その上方にフライングブリッジを有するディーゼル機関2機ポッドドライブユニット2基の最大搭載人員が12人のFRP製プレジャーモーターボートで、操舵室の右舷側に舵輪が、その前方にレーダー画像が重畳できるGPSプロッター、その右側に別のGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、令和6年7月16日に船舶検査が失効したまま、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、周遊の目的で、船首1.0メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、同年7月25日11時00分牛窓港を発し、岡山県黄島の海水浴場に向かった。

ところで、海図W1114には、牛窓港南方沖合の岡山県端ノ小島西方150メートルの海域に、東西方向に270メートル南北方向に180メートルの範囲に干出岩や暗岩が点在する危険界線で囲まれた浅礁域（以下「端ノ小島浅礁域」という。）が記載され、Aの2台のGPSプロッターは危険界線で囲まれた端ノ小島浅礁域が表示されていた。

また、a受審人は、海図の危険界線や暗岩の記号の意味を理解しておらず、平素から危険界線で囲まれた海域を航行していた。

発航に先立ち、a受審人は、海図の危険界線や暗岩の記号の意味を承知していなかったが、端ノ小島浅礁域は、今まで何十回も航行した海域なので、無難に航行できるものと思い、海上保安庁刊行の海図図式等で記号の意味を調べてから、海図やGPSプロッターで浅礁域の調査に当たるなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、11時20分黄島に到着して移動しながら海水浴を行

ったのち、17時40分同島西岸を発進して帰途に就き、舵輪後方の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、岡山県前島南方沖合を西行して端ノ小島南方沖合に至り、17時52分牛窓港一文字防波堤東灯台（以下「牛窓港東灯台」という。）から206度（真方位、以下同じ。）

1.17海里の地点で、針路を302度に定め、両舷機関を回転数毎分2,000にかけ、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、端ノ小島浅礁域に向首して接近する状況となって続航し、17時53分牛窓港東灯台から213度1.16海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、端ノ小島浅礁域の浅所に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は曇りで風力3の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、両舷のポッドドライブユニットが脱落し、船底外板に擦過傷を生じたが、のち修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、牛窓港を発航するに当たり、水路調査が不十分で、端ノ小島浅礁域に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、牛窓港を発航する場合、海図の危険界線や暗岩の記号の意味を承知していなかったのだから、端ノ小島浅礁域の浅所に乗り揚げることのないよう、海上保安庁刊行の海図図式等で記号の意味を調べてから、海図やGPSプロッターで浅礁域の調査に当たるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、今まで何十回も航行した海域なので、無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、端ノ小島浅礁域に向首進行して同

浅礁域への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

神戸地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾